

科学研究費助成事業の応募資格に関する内規

令和8年4月1日

プロボスト裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の定める科学研究費助成事業公募要領に基づき、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）における科学研究費助成事業に係る応募資格について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、「科学研究費助成事業」とは、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が所掌する科学研究費助成事業の研究種目のうち、特別研究員奨励費、研究成果公開促進費及び奨励研究を除いたものをいう。

2 この内規において、「部局」とは、東京大学基本組織規則(平成16年4月1日東大規則第1号)に規定する附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる東京カレッジ及び研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設、連携研究機構、国際協創海外研究拠点、教育研究部局及び医学部附属病院並びに同規則第16条、第17条及び第18条の規定に基づく室等をいい、「部局長」とは、その長をいう。

(応募資格者)

第3条 科学研究費助成事業の応募資格者は、次のとおりとする。

- (1) 教授、准教授、講師、助教及び助手
- (2) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程及び東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程に基づき雇用される教職員（以下「有期雇用教職員」という。）のうち、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任研究員その他本学の研究活動に従事する者
- (3) 東京大学職員の職に関する規則（令和2年7月30日東大規則第9号）第2条に規定する技術職員及び医療職員
- (4) 東京大学名誉教授
- (5) 東京大学特別研究員受入れ実施要項（令和8年4月1日プロボスト裁定）に基づき本学に受け入れている東京大学特別研究員（外国人特別研究員である者を除く。）
- (6) 本学大学院博士課程に在学する日本学術振興会特別研究員-DC（以下「日本学術振興会特別研究員-DC」という。）
- (7) その他プロボストが認める者

(応募資格の承認等)

第4条 前条第2号から第6号までの規定により応募資格の承認を受けようとする者は、次の各号に定める書類を部局長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 有期雇用教職員については、科学研究費助成事業に応募しようとする研究課題が雇用元経費である研究プロジェクト等に直接関連を有する研究課題であることの本人の説明書
 - (2) 競争的研究費、共同研究費及び受託研究費等の資金により雇用されている有期雇用教職員については、当該研究契約の相手方に科学研究費助成事業による研究を行うことについて確認した文書（知的財産権の帰属を含む。）
 - (3) 技術職員及び医療職員については、科学研究費助成事業による研究を行うことが可能であることの本人の説明書及び所属する専攻長等の意見書
 - (4) 東京大学名誉教授については、応募しようとする研究課題について、実際に本学において研究できる環境にあり研究活動に従事することを確認した文書
 - (5) 東京大学特別研究員及び日本学術振興会特別研究員-DC については、応募しようとする研究課題について、実際に本学において研究できる環境にあり研究活動に従事することを確認した文書
- 2 前条第7号の規定により応募資格の承認を受けようとする者は、別に定める様式を部長に提出しその確認を得た上で、プロボストによる承認を受けるものとする。
（異動後の取扱い）
- 第5条 前条第1項の規定により応募資格の承認を受けた後に部局を異にして異動した場合における応募資格については、当該異動先部局長の判断によるものとする。
（発明等の取扱い）
- 第6条 本内規により科学研究費助成事業の交付を受け行った研究により発生した知的財産権は、東京大学発明等取扱規則（平成16年4月1日東大規則第130号）その他の規則により取り扱うものとする。
- 2 第3条第4号、第6号及び第7号において、本学と職務関連発明につき契約がなされていない者は、科学研究費助成事業に応募する前に、東京大学発明等取扱規則その他の規則に従う旨を確認した文書を本学に対して提出することとする。
（事務処理）
- 第7条 本内規に関する事務処理は、本部研究資金戦略課において行う。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。